

エコアクション21の運営に関する検討委員会（第1回）

議事要旨

1. 開催日時 平成23年9月27日（火）10:30～12:00

2. 開催場所 合同中央庁舎5号館 25階 環境省第8会議室

3. 出席者

（委員）

竹本 和彦 委員長、市村 清 委員

佐藤 泉 委員、竹ヶ原 啓介 委員、古田 清人 委員

（オブザーバー）

財団法人 地球環境戦略研究機関 立川 裕隆氏

一般財団法人 持続性推進機構 森下 研氏

（環境省）

総合環境政策局 環境経済課 正田課長、猿田課長補佐

4. 議事

（1）開会

（2）議題1 エコアクション21の名称及びマークの使用規程について

議題2 中央事務局の要件の適応性確認について

議題3 その他

（3）閉会

5. 配付資料

資料1 エコアクション21の運営に関する検討委員会 設置要領

資料2 エコアクション21の運営に関する検討委員会 委員名簿

資料3 エコアクション21の名称及びマーク使用規程（案）

資料4 一般財団法人 持続性推進機構 提出資料

資料5 「業種別ガイドライン検討分科会」の設置について

（別添1）エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版）第二章部分

（別添2）エコアクション21名称及びマークの取り扱い

（別添3）商標使用権許諾契約書

6. 議事要旨

○会議は非公開で行われた。

○環境省より本検討委員会の目的、資料1に基づき設置要領について説明。

○事務局より、エコアクション21認証・登録制度の事業継承について、エコアクション21の名称及びマークの取り扱いについて事務局より説明。

### 【主な説明内容】

- ・ 「エコアクション21」認証登録制度は、10月1日より地球環境戦略研究機関（以下、IGES）から継承される。
- ・ 商標権は環境省へ移転する予定であるがそれまでの間、IGESと環境省間で商標権の許諾契約を10月1日付けで締結する。
- ・ その上で、環境省が設定したエコアクション21のマークの使用規程に基づいて、一般財団法人持続性推進機構に使用許諾を行う。

○議題1について、冒頭、環境省より「資料3 エコアクション21の名称及びマーク使用規程（案）」について概要説明。

### 【説明を受けての委員からの主な意見】

・ この規程におけるガイドライン上の位置付けを確認しておきたい（古田委員）  
→「エコアクション21の名称使用に関しては、環境省が別途定める規程に従うこととします」とあり、これに基づき今回使用規程を定めた。環境省がマークを実施機関に使用許諾する際の条件となるものであると考えている。（正田課長）

・ 認証を取得した事業者が、自社の製品のパンフレットにマークを付けたいといった申請が来たときは、明らかに制度の趣旨に反するため認められないと、この規程で解釈できると考えていいのか。（竹ヶ原委員）

→基本的には品質保証等をするものではないという認識である。（正田課長）

・ 使用規程の中で、マークの使用などでトラブルがあった場合に、環境省で確認するとなっていると連絡がない場合も想定されるので、中央事務局は通知するよう定められないか。使用規程上では明確に盛り込まれていない。（佐藤委員）

→第5条の2項の表現を少し修正したい。（正田課長）

### ○議題2の「中央事務局の要件の適合性確認について」

環境省は、エコアクション21ガイドライン第2章第2節（2）に基づき、一般財団法人持続性推進機構から、ガイドライン第2章第2節（1）中の要件の適合を証する文書等の提出を受け、その内容について森下氏より説明。

### 【説明を受けての委員からの主な意見】

・ 今まで、IGESでやられていたものを継承されるということで、それほどリスクはないと思うが、リスクとして考えられる点として、うまく事業参加者が集まらなくて赤字となった場合どうするのか。（古田委員）

→認証・登録料の収入が、毎日入ってくる。現状では、一日30件の審査が動いていることとなり、平均すれば十数件の認証・登録料が入ってくるという形になる。よって収入面ではキャッシュフローをかなり正確に把握することができる。収入が減れば、それに見合った運営をしていくということになるかと思う。(森下氏)

・固定費はかかるわけで、現状のように参加者が増えている場合はいいが、減少した場合はどうするのか(古田委員)

→認証・登録企業の93%が従業員数100名以下の企業であり、倒産などの例も結構多い。過去の認証したお客さまの9%程度が認証を返上している現状にあり、中小企業の経営が厳しいと言える。(森下氏)

→全国で800人の審査人と54の地域事務局があるという特色を生かした、中小企業の皆様の経営改善に資するエコアクションの展開というところでやっていきたいと考えている。(森下氏)

・財政面のところで、平時は問題ないと思うが、第三者による侵害が起こった際には、中央事務局が基本的には全責任を負って、環境省には遡及しない規程になっている。中央事務局に多額の損害賠償が発生した際にどのような対応を考えているか。(竹ヶ原委員)

→財団を対象とした損害賠償責任に関する保険があるので、加入を検討している。(森下氏)

・中央事務局にとって非常に重要なのは地域事務局との連携であるが、中央事務局の判定委員会には地域事務局の方は入っていない。これは以前からか。(佐藤委員)

→判定委員会には入っていない。そのかわり、運営委員会に3名地域事務局の担当者が入っている。今後、全国の地域事務局の責任者が集まる会議を年に1回定期的に開催。地域ブロックごとに地域事務局の担当者による会議を開き、地域事務局の方とのコミュニケーションを図っていきたいと考えている。(森下氏)

・地域事務局の運営は成り立っているのか。(古田委員)

→エコアクション21に関わっている人たちは、環境省が決めたガイドラインで、それに基づく制度だからということで、本当にボランティアに一生懸命支えていただいているのが現状。ですから、制度全体としては、現行の費用ではビジネスモデルとして決して成り立たないと考えている。(森下氏)

○委員会での議論の結果、一般財団法人持続性推進機構は、エコアクション21ガイドラインの中央事務局としての要件に適合していると確認。

以上